令和4年度及び令和5年度整備着工分「特別養護老人ホーム」施設整備事業者募集に関する質問回答集

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 質問の要旨 | 回答 |
| 1 | 同一の整備予定地でユニット型及びプライバシー多床室型へ応募することは可能か。 | 可能です。ただし、両方に応募した場合であって、多床室型において採択された場合は、ユニット型への応募は取り消されます。 |
| 2 | 同一の整備予定地でユニット型とプライバシー多床室型へ応募し、多床室型において採択された場合、多床室型の採択を辞退してユニット型の選定を受けることはできるか。 | 多床室型において採択された時点でユニット型への応募は取り消しとなるため、多床室型の採択を辞退してユニット型の選定を受けることはできません。 |
| 3 | ユニット型において、1ユニットの入居定員が10を超える場合に配置が必要となる、入居定員に応じた介護にあたる職員の人数とは。 | ①日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置　ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間の合計を8で除した数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように配置。（例）1ユニットの入居定員が12人の場合ユニットごとに常時１人の配置に加え、当該ユニットにおいて勤務する別の従業者の勤務時間が1.6時間以上となるよう配置。②夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置　2ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間の合計を16で除した数が、入居者の数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように配置。（例）1ユニットの入居定員が12人の場合2ユニットごとに常時１人の配置に加え、当該2ユニットにおいて勤務する別の従業者の勤務時間が3.2時間以上となるよう配置。 |